

平成15年度 21世紀COEプログラム 拠点形成計画調書 概要<抄>

機関名	東北大学	機関番号	11301	整理番号	I-2
1. 申請分野 (該当するものに印)	F<医学系> G<数学、物理学、地球科学> H<機械、土木、建築、その他工学> I<社会科学> J<学際、複合、新領域>				
2. 拠点の名称 (英訳名)	男女共同参画社会の法と政策 ジェンダー法・政策研究センター (Gender Law and Policy Center) (略称 GELAPOC)				
研究分野及びキーワード	<研究分野: 法学・政治学>(法とジェンダー)(グローバル・イユ)(法政策学)(男女共同参画)(国際人権)				
3. 専攻等名	法学研究科(総合法制専攻、公共法政策専攻、トランスナショナル法政策専攻)、教育学研究科(総合教育科学専攻)、文学研究科(言語科学専攻)、工学研究科(航空宇宙工学専攻)、医学部附属病院(感覚器・理学診療科)				
4. 事業推進担当者	計 21 名				
氏名 (ふりがな<ローマ字>)	所属部局(専攻)・職名	現在の専門	役割分担(初年度の拠点形成計画における分担事項)		
(拠点リーダー) TSUJIMURA Miyoko 辻村 みよ子	法学研究科(総合法制専攻)・教授	憲法学・ジェンダー法学	研究統括責任者(拠点リーダー), 人権と性差に関する基礎研究・応用研究・政策実践		
KAWATO Sadafumi 川人 貞史	法学研究科(公共法政策専攻)・教授	政治学・現代政治分析	研究統括分担者(サブリーダー:基礎研究部門), 政治における女性代表の比較研究, 意識調査		
MIZUNO Noriko 水野 紀子	法学研究科(総合法制専攻)・教授	民法・家族法学	研究統括分担者(サブリーダー:政策実践部門), 家族法をめぐる比較法的研究, 立法政策		
TOSA Hiroyuki 土佐 弘之	法学研究科(トランスナショナル法政策専攻)・教授	国際関係論	研究統括分担者(サブリーダー:応用研究部門), ジェンダーと人間の安全保障についての応用研究		
UEKI Toshiya 植木 俊哉	法学研究科(トランスナショナル法政策専攻)・教授	国際法	国際法・国際条約とジェンダー問題, 政策実践		
SAITO Toyoji 齋藤 豊治	法学研究科(公共法政策専攻)・教授	刑事政策・少年法	性暴力, 児童売買, DV, 刑事司法における男女平等参画, 堕胎等の応用研究		
YAMAMOTO Hajime 山元 一	法学研究科(総合法制専攻)・教授	憲法学・比較憲法学	公私二分論の基礎研究, ポジティブ・アクションの応用研究		
HAYAKAWA Shinichiro 早川 眞一郎	法学研究科(トランスナショナル法政策専攻)・教授	国際家族法・民法学	国際家族法に関する応用研究・政策実践		
IKUTA Kumiko 生田 久美子	教育学研究科(総合教育科学専攻)・教授	教育哲学	教育分野におけるジェンダー問題, 政策実践		
WADA Yuko 和田 裕子	医学部附属病院(感覚器・理学診療科)・助手	分子遺伝学	医学・生物学分野におけるジェンダー問題, 政策実践		
OZAKI Kuniko 尾崎 久仁子	法学研究科(総合法制専攻)・教授	国際人権法	国際人権条約と国際刑事法上のジェンダー問題, 政策実践		
KAWAKAMI Shoji 河上 正二	法学研究科(総合法制専攻)・教授	民法学	消費者問題・財産関係とジェンダー, 応用研究・政策実践		
YOSHIHARA Kazushi 吉原 和志	法学研究科(総合法制専攻)・教授	商法	商取引, 商行為とジェンダー問題, 応用研究		
YOSHIDA Masashi 吉田 正志	法学研究科(総合法制専攻)・教授	法制史	女性労働の法制史的基礎研究		
INABA Kaoru 稲葉 馨	法学研究科(公共法政策専攻)・教授	行政法	公共政策と女性政策, 応用研究・政策実践		
NISHITANI Yuko 西谷 祐子	法学研究科(トランスナショナル法政策専攻)・助教授	国際私法	国際結婚をめぐる基礎研究・比較法研究		
ARIKAWA Tsunemasa 蟻川 恒正	法学研究科(総合法制専攻)・助教授	憲法学	メディア, ホルモン剤に関する基礎研究		
DAKE Sayaka 嵩 さやか	法学研究科(総合法制専攻)・助教授	社会保障法	社会保障・年金に関する応用研究		
ASHIDATE Masami 蘆立 順美	法学研究科(総合法制専攻)・助教授	知的財産法	知的財産とジェンダー, 応用研究		
TANAKA Shigeto 田中 重人	文学研究科(言語科学専攻)・講師	社会学	雇用平等・資源配分に関する応用研究		
MATSUSHIMA Kisa 松島 紀佐	工学研究科(航空宇宙工学専攻)・助教授	航空宇宙工学	工学分野におけるジェンダー教育, 工学からの政策提言・シミュレーション		

6. 拠点形成の目的、必要性・重要性

本拠点がカバーする学問分野を、具体的かつ明確、簡潔に記入してください。

- 1)本拠点の目的は、21世紀の日本と国際社会がめざす「男女共同参画(gender equality)」実現のための「ジェンダー法・政策(gender law & policy)」研究・教育を通して、具体的な政策実践に資することである。
- 2)本拠点は法学・政治学を中心に、教育学・社会学・医学・工学の諸分野をカバーする。既存の学問体系を再編成し、「ジェンダー法・政策」研究という新たな学問分野を確立することをめざす。その意味では、本拠点研究は、法学・政治学の視座からジェンダー研究の既存の学問体系を拡張・脱/再構築するとともに、ジェンダー研究と法・政治制度とのインターフェイスに関する研究に重点を置くことによって、ジェンダー研究を新たに「社会科学のメインストリームの研究分野」として位置づけるものである。
- 3)法学・政治学では、以下の研究分野（括弧内は主な課題）を包含する。公法学（ジェンダーと人権・女性政策等）、国際法学（国際人権・国際家族問題等）、民事法学（家族・消費者問題等）、社会法・労働法学（雇用・社会保障問題等）、刑事法学（性暴力等の人権問題）、基礎法学（フェミニズム理論・法制史等）、政治学（政治における女性の代表と参加等）、国際関係論（平和・開発とジェンダー・ポリティクス）。その他、教育学（教育哲学）・社会学・医学（遺伝子学）・工学等におけるジェンダー問題について応用理論研究を行い、政策実践のなかにフィードバックさせる。
- 4)法学・政治学を中心に「ジェンダー法・政策」研究を行うことの必要性・重要性は、国内では、男女共同参画社会基本法の実施にかかる具体的政策課題（ポジティブ・アクションの手段・限界等）が山積していることに示される。国際的にも、グローバル化下の社会変動が制度の再設計を迫るなかで、ジェンダー平等・公平を実現するための理論と政策に関する総合的研究・教育・実践が求められている。

-1 将来構想等(調書)との関係を踏まえ、本拠点の特色を述べるとともに、どのような世界最高水準の研究教育拠点を形成するのかがわかるように焦点を絞り、その目的、必要性について具体的かつ明確に記入してください。

- 1)本学は長期的目標として「研究センター大学」「世界と地域に開かれた大学」「国際的に通用する指導的人材の育成」等の目標を掲げており、本拠点形成は、その趣旨にそって、21世紀国際社会の重要課題である男女共同参画実現のための「ジェンダー法・政策」に関する世界最高水準の研究教育拠点を確立することを目指すものである。また本学では、男女共同参画推進における大学の使命をふまえて「男女共同参画推進のための東北大学宣言(2002年9月)」を発し、他大学に率先して取り組む決意を内外に示しており、その取り組みの一貫として位置づけられる。
- 2)本拠点では、女性の能力開発を政策課題とするアジア諸国の留学生を積極的に受け入れ、また、大学院生を世界の研究機関に派遣して国際的な学術研究/教育を推進するとともに、世界の優れた研究/教育者を招聘して、アジア地域最高水準の「ジェンダー法・政策」研究センターを創設する。これによって、研究成果を国内外に還元することをめざす。
- 3)「ジェンダー法・政策」研究の成果を研究大学院博士後期課程及び法科大学院・行政大学院などのプロフェッショナル・スクールの教育に反映させることによって、日本の法・政策実務に多大なインパクトを与える。さらに、地方公共団体や法曹関係者等とも連携することによって、ジェンダー・センシティブな指導的人材を育成するとともに、研究成果を自治体等の人権政策/女性政策等にフィードバックさせることを目的とする。

-2 COEを目指すものが、いかにユニークであるか、もし他に優れたものがあれば、それとの比較を、具体的に記入してください。

- 1)日本では、従来からジェンダー研究は主に社会学や人文科学の領域で担われており、法学・政治学を中心とした「ジェンダー法・政策」研究教育の拠点は皆無である。また、既存のジェンダー研究センターが女子大学に限られていることから、男女共学の国立総合大学で本拠点を形成することがユニークである。
- 2)これに対して、アメリカではほとんどのロー・スクールの科目に「ジェンダーと法」やwomen's studiesが取り入れられており(Harvard, Duke, Yale, Chicago, American Univ.等)、シカゴ大学等ではジェンダー研究センターを設置している。その他、フランス、ドイツ、イギリス、カナダ、オーストラリア、韓国等でも類似の「ジェンダー法・政策」研究が遂行されつつある。本研究では、これらの諸機関をベンチマークとして捉え、それらと比肩しうる国際的な「ジェンダー法・政策」研究教育拠点を形成する。
- 3)また、本研究拠点は、韓国、オーストラリア、インドネシア、タイ、フィリピン、インドなどの研究者をネットワーク的に結ぶアジア太平洋地域の中心的な機関となる点でもユニークであり、アジア地域と欧米の諸機関とを連携させるネットワーク拠点として機能してゆく。
- 4)法学研究科を中心に他の4研究科の協力を得て「ジェンダー法・政策」研究教育拠点を形成することは、日本では例をみないほか、地方公共団体や民間の研究団体・法曹界などと連携する点でも大きな特徴をもつ。
- 5)女性研究者が極めて少ない国立大学の法学研究科および理系の研究科を基盤とする研究拠点として、事業推進担当者21名中9名(43%)、評価対象研究者10名中4名(40%)が女性教官であることもユニークである。

-3 本拠点が我が国のCOEとしてどのような重要性・発展性があるのか、具体的かつ明確に記入してください。

- 1)本拠点は、日本初・世界有数の**法学・政治学を機軸とした「ジェンダー法・政策」に関する学術研究・教育拠点**であり、本拠点に比肩するCOEは存在しない。日本で唯一無比であるのみならず、トップレベルの国際的な「ジェンダー法・政策」研究拠点を形成する点でも、21世紀COEプログラムの趣旨に合致し、日本の研究水準を高める上で重要な意味をもつ。
- 2)本拠点は、**ジェンダー・センシティブな政策エリート、法曹界の人材育成**を行う教育拠点である。本拠点形成により理論・政策研究と法曹・実務家教育双方の充実化を一層進めることができる。さらに、理工系・医学系におけるジェンダー教育のあり方について調査・研究することで、日本のジェンダー教育を拡充することができる。
- 3)本拠点は、研究成果を日本における女性政策・男女共同参画推進条例等の実施にフィード・バックする**政策志向型の研究教育拠点**である。**法科大学院・行政大学院**における**実務家教員（検察官、弁護士、裁判官、中央・地方官僚、NGO職員など）**とも協力しながら実務的課題に対する問題解決型アプローチを推し進めるとともに、政策価値論（メタ政策論）に対する基礎的・批判的アプローチとを統合した研究教育プロジェクトを推し進めることで、「ジェンダー法・政策」に関する鋭い問題意識をもった発信型の新しいタイプの政策研究センターを形成する点で、日本の21世紀COEとして重要かつ必要な研究拠点である。

本プログラムで行う事業が終了した5年後に期待される研究・教育の成果について具体的かつ明確、簡潔に列挙してください。

- 1)日本最初の、世界最高水準の「ジェンダー法・政策」に関する研究センターとして情報交流・発信拠点、特に**アジア太平洋地域における中心的な教育研究拠点**を構築し、本拠点における研究成果を、英文年報「Gender Law and Policy Journal」や研究事業担当者の研究叢書（年間約3冊、5年間で約15冊）の出版、男女共同参画推進のための種々の政策提言、大規模な国際シンポジウム（第2年目・5年目に開催）や国際交流会、国内の研究会・講演会の開催など、目に見える形で示す。本センターの成果や施設は東北大学法学研究科附属の「**ジェンダー法・政策研究所**」に移し、同研究所では5年間に収集した資料や資料室等の設備を管理運営し、引き続き研究・教育・国際学術交流等を継続する。
- 2)研究大学博士後期課程において本研究教育拠点の趣旨を生かした特徴ある専門大学院のあり方を示し、「ジェンダー法・政策」研究を契機に、**既存の法学・政治学教育の再編**にも貢献する。また、理系分野を含めたジェンダー教育の成果についても、追跡調査を行い、調査結果を公表することでジェンダー教育の充実に貢献する。
- 3)日本の男女共同参画社会基本法が積み残した諸課題（積極的改善処置の実現等）のための**政策手段開発**等を通じて、日本の男女共同参画推進政策を地方自治体等で実施するための具体的な施策を検討し、日本における男女共同参画推進に貢献する。
- 4)グローバル化の急速な進行下で弱い立場にある途上国の女性等が直面している諸問題とその解決策（人間の安全保障等の問題）を再検討することで、**日本の国際政策などマクロ政策のブランド・デザイン**を留意することに貢献しうる。

背景となる当該研究分野の国内外の現状と動向、期待される研究成果とその学術的または社会的な意義・波及効果等についても記入してください。

- 1)ジェンダー研究の法学・政治学への浸透、またジェンダー研究における法学・政治学的関心の高まりは、法や政治など公的領域における女性の不在を問題化し、既存の学問体系におけるジェンダー・バイアス性などを明らかにしてきた。しかし、問題要因の構造的解析や対応策を行う際に、依然多くの制約・障害があるのが実情である。またグローバル化の進展がジェンダー秩序の再編を急速に進めており、その再編過程において、いわゆる「バックラッシュ（逆流）」と言われる動きも顕在化している。
- 2)そうした流れの中で、「ジェンダー法・政策」研究の中心的拠点を形成することは、学術的には、ジェンダー法学・政治学のフロンティアを新たに拓くことに寄与し、ジェンダー問題を**法学・政治学におけるメインストリーム研究分野として確立するもの**である。また、社会的には、男女共同参画を推進しジェンダー平等・公正を進めるための政策実践に寄与し、ジェンダー・フリーでQOL（生活の質）の高い社会を実現することにつながる
- 3)男女共同参画社会の形成課題を、大学院博士後期課程の教育の中で、**法曹実務家・留学生や地方自治体関係者**と連携しつつ論究し、その成果を内外に発信することにより、次世代を担う若者のジェンダー問題への関心を高め、日本の地域社会やアジアにおけるリーダーを育成することに貢献できる。
- 4)研究過程で実施される具体的政策提言が、地域の人権行政や女性政策を改善せしめ、男女共同参画推進や女性の人権状況改善に貢献することも期待できる。

7 - 1 . 研究拠点形成実施計画

(拠点形成にあたり、実施していく研究計画、方法を具体的に記入してください。記入した内容の実施状況は、中間評価及び事後評価の対象となります。)

「ジェンダー法・政策」研究センターは、3つの研究作業部門から構成され、21名の事業推進担当者はそのいずれかに所属する。各研究作業部門はそれぞれ後述する課題を担当する。各部門から少なくとも1名が参加する部門横断型の研究クラスターを組織することによって具体的な研究プロジェクトを推進する。各部門の担当課題および研究クラスターの個別課題は下表にまとめている。

の基礎研究部門では、「ジェンダー法・政策」に関連する基本的な概念（平等、自由、連帯、正義）について、法・政治学の基礎分野の研究者を中心に再検討を行い、法原理論・政策価値論（メタ政策論）レベルでの理論的・歴史的な研究を進めていくとともに、応用部門の研究の支援を行う。

の応用研究部門は、法学・政治学の諸分野で蓄積されてきた研究資源・スキルを活用しながら、実践的研究課題について、研究を進める。その際に、国際交流、関連分野との共同、若手研究者の参画を重要な柱とする。特にすぐれた海外の研究者を任期付き教官として招聘し、国際的レベルでの研究を推進する。

の政策実践（フィードバック・アドボカシー）部門は、基礎・応用研究部門を支援する研究資料の整備、デジタルベース化を担当しながら、「ジェンダー法・政策」に関連する不定期刊行物(occasional papers)を適宜公刊し、年刊の英文雑誌、さらには日本語の叢書の刊行など情報発信のコーディネイトを行う。また定期的な学術的ワークショップや国際会議を通じた研究促進、各国の関連機関との研究ネットワーク形成などを基盤として、「ジェンダー法・政策センター」を立ち上げ、プログラム終了後もこの分野での国際水準の研究を主導する体制を整える。研究成果を政策にフィードバックさせるための提言や、男女共同参画推進条例等の取り組みを続ける地方公共団体との連携、弁護士会・その他の研究教育機関との共同研究などを積極的に行う。

研究クラスターは21世紀社会にとって緊要な問題群である「政治参画」、「資源配分」、「家族」、「身体」、「人間の安全保障」の5つを設定し、部門横断型の研究体制をとる。クラスターごとに調査研究（文献研究、エリート・サーベイ、ランダム・サーベイ、海外フィールド・ワークなど）を進めていく。全体のプロジェクトは問題の確定 政策課題の定義と政策デザイン 期待される結果と評価指標設定 評価とそのフィードバックによる政策デザインの見直し、という基本的サイクルをとる。

部門	基礎研究部門	応用研究部門	政策実践部門 (フィードバック・アドボカシー部門)
課題	「ジェンダーと法・政策」に関する基礎理論研究	男女共同参画・ジェンダーと法・政策に関する実践的課題研究	刊行物発行など情報発信・通信教育・行政大学院・法科大学院カリキュラムへのフィードバック、地方公共団体等との連携による政策課題解明、提言など
研究クラスター群	政治参画	女性の代表と参加	政策決定への住民参画、選挙制度改革提言
	資源配分	機会均等、雇用、科学技術、アンペイド・ワーク、年金、社会保障	民間企業における性差別、ポジティブ・アクション、公務員制度改革
	家族	家族法、育児支援、教育、ケア	中央・地方行政と女性政策、夫婦別姓、夫婦財産制
	身体	セクシュアル・ハラスメント、リプロダクション、ドメスティック・バイオレンス、バイオテクノロジー、買春、人間の安全保障、戦時性暴力	ドメスティック・バイオレンス救済センター、セクハラ防止対策
	人間の安全保障		開発協力政策とジェンダー、人権NGO活動とジェンダー、エンパワーメント、国際人道法、国際刑事法の整備、早期警戒システムの構築